

上尾市告示第 2 0 2 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達をする。

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。

なお、本日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 6 月 1 8 日

上尾市長 畠 山 稔

- |   |                  |                   |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 書類を送達する根拠法令      | 国税徴収法第 5 4 条第 1 項 |
| 2 | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 林 泰斗              |
| 3 | 課税台帳に記載されている住所   | 東京都調布市多摩川         |